

第 1 1 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 (水) 午後 2 時 ~ 午後 5 時 2 5 分

【場 所】 プラチナ交流センター大ホール

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	(欠席)山中安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	(欠席)和田公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	川村 奈央	曾我部義晴	隅田 明
	長崎 讓	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	岡田 桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	森木 香帆	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	(欠席)岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

傍聴人

2 7 人 (うち報道関係者 1 人)

【 1 開会 午後 2 時】

本山事務局長：第 1 1 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしくお願いする。

【 2 会長挨拶】

会長：「山凍てり、里は落ち葉のダンスなり」といった初冬の時期となった。はや 1 1 回目を迎え、また、今日は多くの傍聴人の皆さま方をお迎えして協議会を開催できることを大変うれしく思っている。

今県内の協議会の中では平成 1 6 年 8 月の合併を目指していたグループが電算等の理由により少し遅れるのではないかという報道がなされた。そうすると、このグループは、結果的にいの一で合併に到着をするのではないかというふうに感じている。もとより 3 つの町村民の皆さま方、そして、委員の皆さま方もこの合併はすべきであるという固い決意の基にこの協議会が行われていると私も確信しているところである。

そういった意味からも、今までも多くの困難もあったが、それを皆さま方のご理解ご協力により一つひとつ問題解決を行ってきていただいている。これからもそういった方向は続けていきたいと思うし、お互いの町村民の皆さま方のご意見を尊重して進めて参りたいと思う。本日も、議員の定数、そして特例の問題の議題もあるので、十分慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とする。

【 3 会議録署名委員の指名】

会長：土居美代子君、中平由美子君を指名し、願います。

【 4 議 題】

会長：本日の出席委員は、2 名の方から欠席の届け出があり、1 名の方から遅れる旨の連絡があり、3 9 名中 3 6 名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただき、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 1 0 条第 1 項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第 1 0 条第 2 項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

お手元の議事次第の順を少し変更し、報告事項の小委員会報告第 3 号と継続協議事項である協議第 8 号を最後に回し、協議事項から先に議事進行していきたいと思うが、ご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、議事次第を変更して議事進行を進める旨宣告する。

《協議事項》

議長：協議事項に入る。

議長：協議第 4 3 号 公共的団体等の取扱いについて〔協定項目第 1 6 号〕事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：17～18ページ記載の関係法令中、市町村の合併の特例に関する法律第16条第7項に「公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」第8項に「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」また、地方自治法第157条に「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」とあることの説明をした後、16～17ページに記載の主な公共的団体等についての3町村の現況につき説明に入る。

続いて、留意事項で「公共的団体等の取扱い」として協議する団体として区分している3項目につき説明する。

1．団体の設置について3町村の意見が関与している団体とは、例えば地区長連合会、部落長会、健康づくり推進協議会、献血推進協議会など

2．3町村の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体とは、例えば商工会、農業協同組合、森林組合など

3．3町村の事業について大きく関与している団体とは、例えば体育会、婦人会、健康づくり婦人会、PTA連合会など

そういったことに留意していただき、調整方針案として、公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。

・3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。(交通安全母の会、地区長連合会、民生児童委員協議会などで、公共的団体の大部分を占める。)

・3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。(食生活推進協議会など)

・独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。(各町村に一つしかない団体)という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：何か質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第43号 公共的団体等の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第44号 各種団体への補助金、交付金の取扱いについて〔協定項目第17号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：3町村の平成14年度の決算額に基づき、各項目ごとに掲載していること、伊野町の区長手当の横並びに吾北村、本川村の欄に()書きしている部分は、支出科目が補助金ではないが、同じような意味合いの支出金であるので参考までに掲載していることなど説明する。

「3町村においては、それぞれの施策として、各種団体に対して補助金や交付金を交付している。合併の際には、3町村が従来行ってきた補助制度の経緯・実情を充

分把握すると共に、新町の振興にどのように役立てていくのかを明確にし、新町の財政状況に配慮しつつ調整を図る必要がある。」という留意事項を踏まえて、調整方針案として、

- ・同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で合併後調整する。

- ・独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう合併後調整する。

という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：質問はないか問う。

筒井鷹雄：遺族会の補助金について、吾北村が突出しているように思うが、遺族会に携わるものの一人として、2町村の実情もお伺いしたい。

吾北村の場合、旧4村が合併をして一つになっており、年間27万円という補助金をいただいている。その費用内訳は、県の総会、役員会、追悼式、婦人部研修、記念式典、講演会、郡総会、村の役員会等に年間述べ40名の人に出席していただいております。その旅費日当に10万円を振り分けている。それと別に旧4村で年1回慰霊祭を挙行しており、その各4村に振り分けた補助金が、17万円である。

伊野町を見ると10万円、本川村は1万5千円というような補助金の支出であるが、その会合とか、追悼式等については、町、村で見えてくれるのかどうか、その辺りをお尋ねしたいと思う。

会長（議長）：まず、首長会で話したことについて少しご説明をしておく。

この遺族会補助金についてのみの協議は行っていないが、各自治体が行っていた、つまり行政施策、政治的施策等についてはそれを充分考慮し、新しい町でも継続すべきではないかといった意見で統一しているところである。そういった意味から今回の調整案をそのまままっすぐに読むと筒井委員の言われるように、補助金がカットになるのではないかという思いがあるが、どうしても3つの町村には今まで、政治的な配慮もあったことだろうし、地理的条件等によって政策面が変わってきたというような今までの経過については尊重していこうという思いである。

筒井鷹雄：今の現状をお聞きしたいわけだが、県、郡、町村内での会合の日当、慰霊祭の関係、そこらあたりどのような取扱いをしているのか。日当を払っていないのか、払っていればどれくらい年額払っているのか、わかっていればお聞かせ願いたい。

岡林総務課長（伊野町）：わかっている範囲だが、伊野町では毎年1回慰霊祭は行っている。町の主催ということで、日当を払ったりとかはしていない。

筒井鷹雄：県とか郡とかの会合に出席する場合の日当旅費は支払っていないのか問う。

岡林総務課長（伊野町）：支払いをしていない。護国神社等へいく場合のバスの借り上げ料については町が支払いをしているが、各個人への日当は支払っていない。

筒井鷹雄：それじゃなくして、県とか郡の役員会にも支払いはしていないか問う。

岡林総務課長（伊野町）：それは把握していないが、委員ということじゃないのでおそらく出していないと思う。出すのであれば報酬等審議会へかけた203条の委員さんに記載しておかねばならないと思う。

筒井鷹雄：総務課長ではわからないかもしれないが、伊野町の10万円という補助金は何に使っているか問う。

岡林総務課長（伊野町）：遺族会の中で使われていることについては、申し訳ないが、

課が違うので把握できていない。

会長（議長）：基本的な考え方は、先ほど申し上げたとおり3首長で協議をしているということでご理解願いたい。

畑山博行：納税組合の助成金についてお尋ねする。現在の各町村の納税組合への取り組みについての状況をお尋ねする。

会長（議長）：伊野町の場合は、納税組合そのものが弱小化というか、積極的に納税組合を作ってくださいという施策をうっていないので、2～3の組合になっている。

筒井総務課長（吾北村）：過去にはだいぶ助成をしていたが、それをだんだん廃止の方向にもっていつている。助成金と出ているが、現在、事務補助金という形になっており、若干以前の分が残っていると思う。口座振替の推進を進めており、納税組合は縮小する方向にある。

議長：現実に72万円というお金が出されているか。

筒井総務課長（吾北村）：あくまでも事務補助金として出ている。

畑山博行：本川村はこういうことについての現状はどうなっているか。

松本総務課長（本川村）：本川村の場合は、段階的に落として廃止の方向でということで検討しており、15年度から全面廃止ということで数字が上がっていないが、13年度までは若干支出があった。新聞報道にもあったように違法性があるということで、段階的に落としてきて今回のような現状になっている。

長崎謙：本川村の欄に、例えば民生関係では身体障害者などの補助金も全くないということは対象者がいないのかどうか、また、農林水産関係の項目も白紙になっているが、その辺のことをお尋ねしたい。

松本総務課長（本川村）：直接担当ではないが、農林関係については、下の方で見づらいが、猟友会への補助金が7万円計上されているのみである。民生関係の障害者の関係については、団体がいないということである。

長崎謙：補助金の交付については、国の方からも相当締め付けもあっていると思うが、財政の硬直化、緊縮財政を余儀なくされている今日の状況から言えば、補助金の削減の問題がかなり言われてきているが、例えば、伊野町で言えば産業分野などにもかなりの補助金を出してきている。その追跡調査もしながら、どれくらいの補助的な効果があるのか、その辺をもう少し深く検討されて、補助金のあり方を考えなくてはいけないと思うが、その辺の考え方をお聞かせ願いたい。

会長（議長）：補助金については、例えば3つの町村の同じ団体が同じようにもらっている額が、そのまま合併後出すということはまだ考えていない。つまり、補助目的の効果といったものは、ある程度団体と話し合っ、煮詰めていかななくてはならないと考えている。調査をしても、効果が数字的にすぐ出ない補助事業もある。そういったところも考慮しながら、国が8割減といった方針も打ち出しているし、新たな町においても補助金の削減といったことは、検討すべきであると、3つの首長で確認をしあっているところである。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第44号 各種団体への補助金、交付金の取扱いについて

は原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：続いて、協議第45号 新町建設計画の策定についてを議題にする旨宣告する。

この案件については、中味も濃く、また、この後の県との事前協議もあるので、本日、事務局から説明を求め、皆さま方に十分ご協議していただき、次回第12回協議会において、同意を求める方向で進めて参りたいと思っている旨、了承願ひ、事務局から説明を求める。

土居内計画班長：今回ご提案させていただく建設計画については、先に、ご同意をいただいている新町将来構想や財政シミュレーションを盛り込む形で策定している。本日は、提案と案に対する協議のみとさせていただき、本日の協議で出された各委員さんのご意見や県庁の各担当課からの意見などを踏まえて修正したものを、次回の12月の協議会で提案させていただき、ご同意をお願いしたいと考えている。

建設計画の策定については県との協議が必要となってくるため、12月に協議会の同意が得られた後に、事前協議、そして正式協議を踏まえ、2月の月上旬までには県の正式な同意を得たいと考えている。

まず、別添資料として、いの町建設計画における新町将来構想からの修正内容を添付しているが、この資料は、新町将来構想を建設計画に盛り込む過程の中で、表現を変えたものや、追加、修正した箇所があったので、変更箇所を対比する表として作成したものであり、建設計画案の中では、該当部分にアンダーラインを引いているので、併せてご確認願う。

建設計画は、第1章の序論から第9章の建設計画の推進に向けてと用語解説とで構成しており、全48ページとなっている。この中で、第4章と第5章の2の新たなまちづくりのための公約の部分については、新町将来構想として同意をいただいている部分である。第6章、新しい町における高知県事業の推進の部分については、県との協議があるため、12月の協議会で提案させていただきこととし、今回の案では、白紙となっている。第8章の財政計画では、同意をいただいた財政シミュレーションをもとに策定している。

第1章 序論

序論では、伊野町・吾北村・本川村の1町2村において合併を進めている、土佐和紙を通じた歴史的な結びつき、国道194号を通じた住民相互の交流や行政の連携などが深められてきた背景や、合併に向けて検討を進めてきた流れなどについて記述をしている。

2ページから3ページにかけて、合併の必要性和期待される効果として、各自治体において、合併が議論されている背景、必要性、期待される効果について5つの項目を記述している。

3ページの下部に、2の住民のまちづくりへの期待として、今年1月に実施した住民アンケートの中から、「期待する合併の効果」と「まちづくりの将来像」に関する部分を抜き出して記述している。

5ページ、3. 計画策定の方針については、(1) 計画策定の趣旨、(2) 計画の構成、(3) 計画の期間、(4) 行財政運営の方針 の4つの項目で構成しており、計画策定の趣旨として、「建設計画は、伊野町・吾北村・本川村がそれぞれに取り組んできた振興計画を最大限尊重するとともに、合併後の新しいまちの将来像を実現するために、必要なソフト事業やハード事業を記述しています。しかしながら、

国における財政構造改革などの影響があった場合は、適宜、計画の見直しを行うこととしています。また、新しい町の進むべき、より詳細かつ具体的内容については、合併後、策定する総合計画に委ねるものとします。」と記述している。

計画期間としては、合併特例債が適用される、平成17年度から平成26年度までの10ヵ年としている。

第2章 いの町の概況

6ページから9ページにかけて、広域的位置と地理的条件、自然的条件及び地域資源等の概況、人口・世帯等の概況、町村の沿革を記述している。

7ページの表3のいの町の地域資源等については、3町村の主なものを記述している。

8ページの人口・世帯等については、5年ごとに行われる国勢調査における昭和50年から直近の平成12年度までの人口・世帯数、年齢別人口、産業別就業人口の推移を示している。

第3章 主要指標の見通し

平成17年、22年、27年、32年における新しい町の総人口、年齢別人口、就業人口、世帯について推計を行っている。この推計については、平成2年、7年、12年の3つの時点の趨勢値をもとに算出しており、推計結果では、人口は、20年後の平成32年には、平成12年度と比較して人口が10.4%減少するものの、各家族化による1世帯当たりの人員の減少に伴い、世帯数は増加する傾向となっている。また、年齢別人口は、65歳以上の老年人口比が年々増し、平成12年の24.4%が、平成32年には31.6%まで高くなるといった推計結果となっている。

第4章 新しいまちづくりの基本方針

新町将来構想の部分を盛り込んでいるので、大きく変更された箇所や追加した箇所についてのみ説明する。

14ページ中段 3.財政運営の基本方針については、新町将来構想では、「新町における施策展開の考え方」と記述していたものをより適当な表現方法に変更したものの。

15ページの4.まちづくりの基本的方向の(1)生活・環境においては、将来構想の中では、伊野町において非常に重要な施策の一つである浸水対策についての記述がなかったため、「浸水対策を推進するとともに、」と追加記述している。

また、(4)文化・教育においては、将来構想の中では、教育に関する記述が不十分であったことから、「次代を担う子ども達の確かな学力や生き抜く力を育てることにより」と追加記述している。

5.土地利用と地域別整備方針については、将来構想の中では、「ゾーニングと土地利用」として記述していたがより適当な表現方法に変更したもので、(1)土地利用の現状と基本方針の項目を新たに追加記述している。内容としては、限られた土地の有効活用を図っていくこととし、土地の適正な保全と計画的・効率的な土地利用の実現をめざすため、土地利用計画を策定することとしている。

(3)地域別整備方針については、1)市街地エリアと2)里山エリアに、浸水地域における治水事業の推進を追加記述している。3)清流・山村エリア、4)山地・森林エリアには、農林業の振興の項目に、林道と併せて、欠かすことができない

い作業道・作業の整備を追加で記述している。

第5章 新しい町の主要な施策

(1)【生活・環境】自然を守り快適で安全なまちづくりとして、自然・歴史的環境の保全・活用、「緑のダム」づくりと治山・治水対策の充実、浸水対策、住環境の整備、上水道・簡易水道等の施設整備、下水道・農業集落排水の施設整備、生活衛生対策の充実、消防・防災対策の充実、交通安全・防犯対策の充実、道路網の整備、公共交通体系の整備、地域情報化の推進の11の主要施策を記述している。

(2)【安心・健康】安心とやさしさ健康福祉のまちづくりとして、保健・医療の充実、高齢者福祉の充実、障害者(児)福祉の充実、児童福祉の充実、スポーツ・レクリエーションの推進、地域福祉の充実の6つの主要施策を記述している。

(3)【産業振興】多彩な産業が展開され活力あるまちづくりとして、農畜林水産業の振興、工業の振興、商業の振興、観光の振興、伝統産業の振興の5つの主要施策を記述している。

(4)【文化・教育】人や文化を育み心豊かなまちづくりとして、学校教育・幼児教育の充実、生涯学習の推進、男女共同参画の促進、地域文化の継承・振興、国際交流・地域間交流の促進の5つの主要施策を記述している。

(5)【連携・協働】住民と行政の連携・協働によるまちづくりとして、コミュニティの育成、行財政運営における住民等との協働、行財政運営の効率化・高度化の3つの主要施策を記述している。

33ページ 新たなまちづくりのための公約は、既に将来構想として同意をいただいているので、追加、修正を加えました主な部分について説明する。

33ページの生活・環境の上から2つ目の印については、森林所有者の自己負担ゼロという将来構想での記述を(大企業は除く)の部分を追加している。大企業の私有林については、県の助成の対象となっていないことから修正により大企業を除外するもの。34ページの上から2つめの印については、高齢者の介護や支援に関して、将来構想では、在宅介護制度の理念とする在宅介護に関して記述していなかったことから、在宅サービスの充実を述べたうえで、施設の充実を図ることとして記述内容を変更した。35ページでは、文化・教育の分野において上から5つ目には、アンケートによる住民のご意見などを踏まえて、「安全でおいしい地元の農作物等を学校給食に取り入れるとともに、吾北地域における小・中学校の完全給食を実施するため、給食センターを整備します。」と追加記述している。

その他の修正箇所については、文章の前後のつながりや整合性などから表現を改めるもの。

第6章 新しい町の県事業の推進

この項目については、県との協議を経て、12月の協議会に提案させていただく。

第7章 公共施設の適正配置と整備

住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等に配慮しながら、逐次検討・整備を進めていくことを基本としており、新しい町の事務所については、合併後5年以内の建設をめざすこと。吾北村及び本川村の役場庁舎については、地域に密着した行政サービスを提供するた

めの総合支所として活用し、住民窓口サービスの低下を招くことがないように電算処理システムのネットワーク化等により必要な機能の整備を図ること。・学校給食の未実施地域である吾北地域の小・中学校において完全給食を実施するため、学校給食センターの整備を図ることなどを記述している。

第8章 財政計画

財政シミュレーションを元に作成しており、期間は、建設計画の期間と同じく、平成17年度から26年度までの10ヵ年としている。推計方法に関する記述については、政シミュレーションでの表現を分かり易く表現し直してある。

第9章 建設計画の推進に向けて

・計画づくりの段階からの住民の積極的な参画を図るための住民との連携・共同、
・建設計画の着実な推進や住民への進捗状況の公表などを行うための推進体制の整備の2つの項目について記述している。

45ページから48ページについては、用語の解説である。

建設計画については、今後、県との事前協議、正式協議といった手続きを踏む必要があるので、今後のスケジュールの関係からできるかぎり、次回の12月の協議会で、同意をお願いできればと考えている。次回には、本日のご意見を踏まえて修正したものを提案させていただきたいと考えているので、本日、各委員さんから出されるご意見以外についてご意見などがあれば、12月2日、火曜日までに事務局まで連絡いただけるようあらかじめお願いし、ご協議を願う。

議長：最後の補足説明の中で、12月2日までということであるが、12月に再度協議して審議をしていただくが、12月時点での変更は、その場で決めるといった認識でよいか問う。

土居内計画班長：詳細な部分については、12月でも変更可能だとは思いますが、理念的なものとか大きな部分については、12月の協議会その場でなかなか修正が難しいだろうと思うので、できれば本日この場でご意見をいただき、また言い抜き等がある場合は、12月2日までに事務局までお知らせしていただきたいというお願いである。

議長：何かご質問、ご意見はないか問う。

浜田孝介：34ページ、の2つ目で、先ほどの補足説明の中で、介護の問題については在宅介護にウェイトを置くというような姿勢があるように聞こえたが、在宅重視ということをおある程度意識しているというような理解でよろしいか。

土居内計画班長：将来構想の段階では、吾北荘の充実という視点からこの項目について盛り込んでいたが、県の方にも意見を伺ったが、介護の理念というのはやはり在宅介護という理念があるので、それを触れずに施設整備、施設の充実ということだけを触れるということは十分でないのではないかとのご意見もあった。在宅介護の必要性を前段で謳っておいて、在宅介護で対応できない方について施設入所をはかするために施設整備を図るというふうな記述にさせていただいた。

曾我部義晴：建設計画についての基本的なことをお聞きしたい。建設計画は、市町村の合併特例法第5条に基づくものとして、県に協議すべきものであると解釈しているが、そういう理解でよいか問う。

土居内計画班長：その通りである。

曾我部義晴：県に協議をしておかなければ合併特例債が適用にならないのではないかと

思うが、この細かい事業計画は出ていないが、その辺はどのように考えればよいか問う。

土居内計画班長：合併特例債については、建設計画の中に記載をされる事業が対象になるというふうに解釈をされている。建設計画の中に記載される事業であれば、全て合併特例債の対象となるといったものではなく、合併特例債の対象にする事業の要件がある。

その要件については、例えば合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業、道がないために道を整備をするとか、或いは住民が集う運動公園の整備を図るとかといったものもあるし、地域間の均衡を図るために整備をするといったものも合併特例債の対象になる。

合併特例債の事業計画といったものについては、建設計画を策定する時に、例えばこの地域であれば、合併特例債の事業費ベースで94億円の上限があるが、その94億円の事業計画を積み上げて県の方に提出するといったスタイルではなく、建設計画の中に記載する事業の中から、実際に実施する年度、例えば5年後に庁舎を造るということであれば、5年後に計画書を県の方に提出して、それが合併特例債にあたるのかどうかという判断をしていただくというようなことになろうかと思う。その際に、これは合併に適する事業じゃないというふうな判断であれば、いくら建設計画に記載をしても合併特例債を充てるということにはならない。そういったことから今の現状では、ある程度の事業について幅広く受け取れるような形で建設計画の中には記述をしている。

この中で、例えば事業を実施する年度にこのページをこういった内容で記載をしているので、合併特例債の計画書を上げていくことになる。理由としてはこういう理由で必要性があるというふうな形で県との協議をして起債を充てれるかどうかというふうな判断になろうかというふうに聞いている。

議長：この計画にないものは、合併特例債が使えないということの理解でよいか問う。

土居内計画班長：合併後に、建設計画の変更ということも可能にはなっているが、合併特例債を充てる場合には、この建設計画に載っていることが前提となる。

曾我部義晴：36ページ、新しい町の県事業の推進とあるが、これは合併の要望という意味で、「要望」が抜かっているのではないかと思った。市町村の合併の特例に関する法律の第5条は、市町村建設計画の作成及び変更であるが、第5条第1項第2号に、「合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項」を作成するものとする明文化されているが、建設計画の事業主体は町であると認識しているので、この条文からすると新しい町の県事業の推進の費用は、実質的には、特例債を県が使って実施するという考えでよいか問う。

土居内計画班長：県事業については、合併特例債といったものではなく、合併推進債といったものが、国のメニューの中にある。合併推進債が適用をできる事業もあるし、既存の予算の中で合併に対して応援をしていただくといったものもあるかと思う。そういったものについては、県の方をお願いをしていくという形になろうと思うので、この第6章については、要望的な内容になってくる。

これについては、12月の協議会でご提案させていただく。

曾我部義晴：始に申したように、推進の要望という意味合いのものか。

土居内計画班長：今、素案の段階であるが、「県が主体となつて行う事業について、重点的かつ計画的な整備促進を要望し、継続事業の早期完成並びに新規路線の事業化に努めます。」といった形でまとめたいというふうに考えている。

曾我部義晴：次に出される計画書の中には、県は具体的に示して出してこられるおつもりか。

議長：県の隅田室長に意見を伺う。

隅田明：こういう建設計画の中に県の事業の推進という1項を入れる団体と入れない団体があるが、法律的には県も積極的に支援をしていくということになっているので、ここは単独の事業、或いは先ほど出ておりました合併推進債という県が国から若干有利な借金ができるといったものを利用してやっていく事業とかいうものを盛り込んでいく形になる。各地域とも話をしているところであるが、県の予算も非常に厳しい状況であるが、私どもの課は、合併の担当部署であるので、関係事業課と調整して少しでも県として単独事業、もしくは推進事業債を利用した事業で活用できるものを載せていきたいということは思っている。

ただ、やはり、新しい町ができてからということが基本になり、町ができる事前の準備段階というのも若干対応はできるが、県的には長期に渡つてのことでもあるし、財政状況もあるので、今の段階で明確に県として、これとこれとこれはできるということを明確にできるかどうかは不安な点がある。

例えば道路の整備であると、継続事業として着手しているものもあるし、そういった部分では、はっきり載せられる部分もあるし、予定される事業年度との絡みもあるので、今後詰めさせていただきたいが、できればこういったことを順次検討協議しながら調整が整ったものから実施していくとか、或いは要望するとかいう形でお話をいただけたら、私どもの方も関係部局との協議をする際にはしやすいと思つている。

議長：ここは要望ではないかといった質問があつた。合併推進債については、今ここでどの事業ということを決めていないわけなので、ある程度要望といった形になるのか。

隅田明：県が借金してするのが合併推進債で、合併特例債というのは、各地域地域の市町村で借金をしていただく分である。今、県の中でも推進債を使ってやるのか、それもやはり借金であるので、単独の一般財源の中から調整してやるのかということも議論をしている段階である。

議長：曾我部委員それでよろしいか伺う。

曾我部義晴：次の会を期待している。

議長である会長にお尋ねする。26ページに「仁淀病院の再建」という記述があるが、新聞報道で仁淀病院は平成14年度決算は黒字であるということを読んだが、大変努力をされておられると思う。会長は以前にこの会で、仁淀病院は老朽化が進んでいるので、改築の必要があると記憶しているわけである。

この3か町村はもとより、高知医科大学の付属病院などの公立病院は、遠隔地にあるので、地区住民は大変不便だと思うので、高齢化が進んでいる今日、地域住民の町立病院として、町村合併を機に早急に改築と合わせて、近代的設備を整えていただきたいと思う。計画書の38ページに、本庁舎の改築を5年以内に目指すということが記載されているが、本庁舎の改築も必要だが、医療体制を十分に整えていた

だきたい。そして住みよい町に前進をさしてほしいと、このように期待をしているものである。

私事で申し訳ないが、93歳の義母の具合が悪い時に仁淀病院から市民病院へ、最終的にもみの木病院へ行ってMRIの検査をした。また、自分自身も急に具合が悪くなり入院したが、その病院では1日5千円の差額ベット代があった。少ない年金生活の中で、1日5千円の差額ベット代を支払って長引いたら大変なことだと思った。公立病院では、通常差額ベット代をとらないと思うし、そういう意味から公立病院が近くにあるということは非常に心強いと思うので、その辺りを十分検討していただきたいと思う。

以前先進地視察研修をした時に、町立病院の改築ということがあったので、尋ねてみたところ1年間で億単位の補填をしているが、合併を機に総合病院に改築していくんだと、このことについては県や国に強く突き上げるというお話もしていた。

庁舎の改築も急ぐだろうが、病院についても十分に検討していただきたいと思う。

北川一海：新町の合併のメリットというのは、特例債を使った事業とかいろいろあると思うが、新町建設計画が新しい町の姿に浮かんでくると思うが、そうした中で、県の事業の話も出てきたが、国の事業は伊野町には全然関係ないのか、わかっておればお知らせしていただきたい。

それと県の事業もそうだが、全体事業計画の中で変更はもちろん認められると思うが、筒いっぱいの事業を組んでいてもそれができない場合もあると思うが、全体計画ではある程度オーバーしたような形の計画を組んでしかるべきだと思うが、それについてはどうかお尋ねする。

議長：国の事業については、特にない。そのための特例債といったものが支援だと認識している。県の事業については、事務局の説明の通り全体計画の中で変更はできる。ただ、94億円といった事業については、それを100億円要望するといったことはおかしいことだと思う。

将来、新町の建設計画の中で100億円であろうと200億円であろうと出すのはいいと思うが、94億円は94億円で絞り込んでいくべきだというふうに考えている。

次に、仁淀病院については、曾我部委員のおっしゃられたとおり、平成13年度は1億2,700万円の赤字が、平成14年度は、650万円ぐらいの黒字に変更した。主な要因としては、患者さんが仁淀病院を好んで受診してくれたのが大きな点、そして、人事院勧告によって職員の給与が減った点、こういったものが相俟って黒字に転換したというところである。以前に少し報告させていただいたが、仁淀病院の再建を図るために院長の10月からの交替があった。実は上半期分の仁淀病院の経営状態については月100万円程度の赤字であった。10月の診療を見ると例年になく外科の分野が伸びており、このままだと人事院勧告と相俟って少しは黒字になるのではないかという方向である。

また、仁淀病院の方向性そのものは、院内の病気治療にのみとらわれず健康事業、在宅介護事業の分野にも力を入れたいといった院長の思いがある。ただ、民間の在宅医療制度をやっている事業者があるので、そことの競合は避けなくてはならないと考えているところである。

仁淀病院の建て替えについては、現在日高村と伊野町の一部事務組合であるので、

日高村との合併はないので特例債は対象にならないと思っている。ただ仁淀病院として今の黒字の状態がどれくらい良くなるのか、また患者さんの状況、医師の確保の問題、こういったことを考慮し、数年後には何年後に改築をしたいといった打ち出しはしないといけないというふうに現院長と話をしているところである。

患者さんのたらい回しといった分野については、消防隊との連携も必要であるし、今の院長になってからは、こういった患者さんについては受け入れられないとか、いったん来ていただければすぐに医大との連携を図るとか、そういった分野については、病院と消防、行政との中で調整をしていきたいと思う。

公的病院の差額ベット代については、個人の都合で個室を希望した場合は仁淀病院でも2,000円いただいている。

患者さんの負担の少ないような価格の設定は、していかないといけないというふうに考えている。

曾我部義晴：仁淀病院は、日高村との組合病院であるが、老朽化を防ぐ面も両者で話し合いをしてよい方向へ向ってほしいと思う。今後、新しい町としての医療機関として十分に検討していただきたいと思う。

会長（議長）：仁淀病院の管理者でもあるので、そういった面を充分考慮しながら再建と改築といった面には、努力していきたいと考えている。

中平一三：29ページと24ページに関連する事だが、観光の関係で恵まれた自然環境とか観光資源ということになると石鎚經由瓶ヶ森線、こういうルートを通してもいいんじゃないかと思われるが、24ページの道路網の整備には、こういう文字が入っていないが、本川から瓶ヶ森を通っての観光ルートの道路整備も、この中にうたっていただけじゃいいんじゃないかと思う。多少の改修工事はやっているが、とても長期にわたるものなので早急に改良工事をするためにもこういうところへ文字を入れていただいたらいいと思う。

土居内計画班長：石鎚公園線については、県道40号ということで県が管理をする道路となっている。全線1.5車線改良をするには相当な時間がかかるというふうな話も聞いているが、第6章の新しい町の県事業の推進の項目の、県道の整備促進の項目の中に、県道の改良といった具体的な路線名を挙げて働きかけをしていくというふうな記述もしているので、そこで記述させていただきたいというふうに思っている。

長崎謙：全体的にこの計画を見ると、活字にするとなかなか立派な文章になっているが、ただ、私が考えるのに例えば伊野の商店街の発展一つをとっても火が消えたような状態である。これを活性化するといってもなかなか並大抵な努力ではできない。

それから、産業の振興についても、スラッジの流れた仁淀川を見た場合に、何十年来、仁淀川の水が汚染をされている。これも議会ごとに問題にしつつ、今日まで同じ様な現状が続いてきている。

やはり、文字にすれば1行ですむ問題でも、実際にやるとなるとかなりの努力も要るし、またお金も伴ってくる。3つの町村が合併した場合に、より行政が広域化してくる。本川の山の奥に生活をされている方々などに対しては、行政の光が届かないと、合併しようとすまいと関係ないというような気持ちの方がおられると思う。そういう方々に合併をして良かったと心の底から思ってくれるような、行政が必要であると思う。ここに書かれているように、年に1回は懇談会を開催するとあるが、

年に1回ではいけない。たびたび懇談会ももって地域の住民の意向も聴いて、その意向に添った行政をやっていく。区長連合会でも合併をした町へ視察に行った。そのときに帰りにそこの女性職員に、合併をして職員が減って大変であるだろうと聞いてみると、そんなことはない。と、そのような答えがかえってきてびっくりした。それは適材適所へ職員を配置し、住民の声を吸い上げて、それに行政として対応していくべきであると、感心した。地域隅々まで行政が望まれる。地域の特性を活かした町作り、村づくりが必要である。先ほども仁淀病院の話も出たが、病院も大変である。患者が医者を選択する時代になってきた。整った設備、研究室のある病院でなければ、若い医者も来てくれない。それにはそれなりのお金も必要となる。仁淀病院の再建一つとっても大変な苦勞であると思う。充分そういったところへ力を注ぎながら、平等に公平に地域の皆さん方に行政の光の当たるような、そのような行政をやってもらえれば、合併をしてよかったとなると思う。

議長：ご要望としてよろしいか。

川村茂：P30の【文化・教育】の件に関して、いじめや不登校と文言があるが、「本川中学校の山村留学制度を活用し、」とあるが、当初はこれはいじめや不登校児の受け入れのために、山村留学を開設したわけではないので、この文言には非常に地域のこれから入ろうとする生徒にとっては非常に問題があるかと思うので、この文言は少し適切ではないと思う。

議長：そういった思いが出てくる読み方に受け止められるのであれば、やはり、「...努める。また、現在行っている本川中学校の山村留学制度を...」といった、そういう意味合いでよろしいか。

川村茂：いじめや不登校はどこでもあろうと思うが、それはそこの地域で対処されればよろしいが、この文言でいくと、悪いものは全部こっちへ受け入れるというような意味にもとれる。

議長：記述の方法について、事務局に問う。

土居内計画班長：表現方法については、教育部門の各課長さん方と協議をして12月の協議会で修正をさせていただきたいというふうに考える。

筒井幹夫：19ページ、新町を2つのゾーン、4つのエリアに分けているが、その中の地域別整備方針という中に、浸水地域で、市街地エリアと里山エリアに土地名を上げて記述してあるが、当吾北地域にも浸水地域があるが、これは今現在始まっている事業なのか、これからの取り組みの中で入れているのかということをお伺いする。これからの取り組みの課題であれば、山村清流エリアにも吾北地域では、浸水対策をしてほしいという要望を国県にはしている。そのこの辺りの振り分けを1点。

2点目として、合併して除間伐の土地所有者負担ゼロという非常にすばらしい事業が出ているが、昨年度まで間伐せよせよと言っていたものが、来年度は60%にカットされるというような話も聞いている。これは、新しい町の財源独自で実施されるおつもりなのか、或いは県、町の財源も投入しながらやっていけるのか、そのこの辺りの構想をお尋ねしたい。

会長（議長）：第1点目の地名については、現在行っているところを記載させていただいている。つまり伊野町の主要施策で現在国において行っている事業を上げらせていただいているとご理解願います。

2点目の間伐の補助金については、国、県、町と3つの補助金を活用した方法でい

きたいと思っている。9 歳級までは、国の補助金、県の補助金がきく事業もあるし、そういったものについてはその補助を活用しながら、自己負担分について町が継ぎ足す。11 歳級とか12 歳級（1 歳級 = 5 年）5 5 年生の間伐については補助金がないので、そういったものについては新しい町で町単独の事業でやって参りたいというふうに考えている。

議長：午後 3 時 5 4 分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後 4 時 7 分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：建設計画について、他にご質問、ご意見はないか問う。

委員：なしの声

議長：今回は、意見をいただいたというふうに理解をする。

それでは、本日皆さま方にご協議いただいた内容を踏まえて、次回協議会において再度、提案させていただくのでよろしく願います。なお、冒頭に事務局が申したとおり、何か細部、また大きな項目でも修正等あれば、12 月 2 日までに事務局の方にご連絡を願いたい。

小委員会報告第 3 号 議員定数等検討小委員会報告についてを議題にする旨宣告する。

2 月 1 8 日開催の第 2 回協議会において、議員定数等検討小委員へ諮問し、協議をお願いしていた事案につき、伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、黒石委員長から報告をお願いする。

黒石委員長：2 月に諮問を受け、協議を重ねてきた。6 月の協議会で協議会に結論を出すことの日延べをお願いして、皆さまからご賛同いただいたが、こんなに遅くなって、大変ご迷惑をおかけしたことをまずお詫び申し上げます。

2 ページに、それぞれ協議した回数や内容について記載してあるが、2 回目から 4 回目までについては、協議内容と協議結果は、同じ議論をしてきた。つまり 2 回、3 回、4 回と同じ議論をしてきた。5 月 3 1 日の会から 11 月にとんでいる。そういったこともあり、この会に報告することが遅くなったことを再度お詫びする。

3 ページから 4 ページにかけては、議会議員の定数及び任期等に関する小委員会意見集約及び選定理由を記載している。左側にたて枠で、「小委員会の意見集約」、右側の太枠に選定理由というのがあり、下において見ていただきたい。「協議の結果」が（白丸）で上にあり、次に【】で在任特例を適用する主な理由として 4 つある。中段で《》設置選挙を実施すべき意見の理由も載せてある。下段は、協議の結果と在任期間の理由について記載してある旨、資料の見方を説明する。

まず、重要な部分として、小委員会の意見集約欄を読み上げる。「旧町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 1 8 年 5 月 3 1 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。を小委員会の意見とする。」

選定理由の協議の結果は、「一部の委員からは、設置選挙すべきとの意見もあったが、在任特例を適用すべきとの意見が大勢を占めたことから、小委員会の意見としては、在任特例を適用することとした。」

在任特例を適用する主な理由は、合併までに協議された膨大な調整事項や建設計

画に基づく事業などが、合併後の予算や条例等の中で、確実に実行されるよう、合併に至るまでのプロセスを熟知した議員が、一定期間、見守ることが適切と考える。全て読んだ方が親切だとは思いますが、時間はどうか尋ねる。

議長：委員の皆さま方には事前に資料を配付していたので、お目を通していただいていると認識しているので、小委員長報告は、要点のみでお願いします。

黒石委員長：少し端折り説明させていただく。

設置選挙を実施すべきという意見もあり、「特別職が解職となるため、議員も、新しい町の住民に対して自分のきちとした方針、公約をされて選挙をして頂くのが一番理想的で公平でないかと考える。」という意見もあった。

協議の結果、設置選挙を主張する一部の委員以外の委員においては、在任期間を、平成18年5月31日とする意見の一致が得られた。在任期間の理由として、在任の期間については、合併までのプロセスや地域のことを熟知した現在の議員が責任をもって、実質上、新町のスタートとなる平成17年度当初予算を審議し、執行状況を確認した上で、平成18年度当初予算の審議を行ない、次の議員に引き継ぐことが適切と思われることから、平成18年3月議会の終了後に、在任特例終了後の一般選挙を行うべきと考える。

4ページ、小委員会の意見集約は、「在任特例適用後の議員定数は、20人 24人以内 26人の3つの案を小委員会の意見とする。」

協議の結果、在任特例適用後の議員定数については、20人とする意見と24人以内とする意見、26人とする意見に分かれ、意見の一致を得ることができなかったことから、3案を併記して協議会に報告することとした。

4ページの下段、これは必ずしも小委員会が答申をする必要のない項目であるが、協議した結果を報告する。「在任特例適用後の一般選挙における選挙区は、設置しない。合併後に検討する。の2つの案を小委員会の意見とする。」

協議の結果、在任特例終了後の一般選挙における選挙区については、設置すべきでないという意見と合併後に検討すべきという意見に分かれ、意見の一致を得ることができなかったことから、2案を併記して協議会に報告することとした。

議長：このことについては、この後の協議事項にも上げているので、質問等はその際に受けるようにするのでご了承願う。

委員：小委員会報告第3号 議員定数等検討小委員会報告についての委員長報告を終わる。

事務局にお尋ねする。在任特例適用後の一般選挙における選挙区は、設置しない。

合併後に検討する。とあるが、この合併後の検討する余地があるのかなのか、あるとすれば初回だけなのか補足説明をお願いしたい。

土居内計画班長：選挙区については、条例で設置することになっている。初回のみということではなしに、選挙区を設ける必要性がある限り継続をして選挙区を設けての選挙が可能になってくる。

議長：具体的に言うと、本川村の有権者数と伊野、吾北の有権者数とでみると本川村が0となることはないか。

土居内計画班長：1以下の場合については、まずその選挙区について、先に切り上げを行うということで、最低1ということは保障されている。その部分については、協議の内容のところで追ってご説明をさせていただきたいというふうに考えている。

議長：それでは、継続協議事項に入る。第2回協議会で、継続協議となっていた協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて〔協定項目第7号〕を議題にする旨、宣告する。事務局から説明を求める。

土居内計画班長：6ページ、3町村の議会議員の現状について説明する。3町村とも法定定数を下回る形で議員数を定めており、吾北村については、条例上の定数12人から1人を欠いている状態となっている。

3町村の議員の報酬等について、議員報酬は、3町村の中で、伊野町が最も高く、本川村が、最も低くなっている。

次に、留意事項、新設合併する場合は、合併関係市町村の議会議員はすべて身分を失うため新たに選挙する必要があるとなっている。しかしながら、市町村の合併に対する障害をなくしその推進を図るとともに、合併市町村の運営を円滑にするため、議会議員には、合併特例法により「定数特例」や「在任特例」などの特例措置が定められている。この特例の適用の有無やその内容については、合併市町村が協議を行う必要があり、この協議が整った後、合併関係市町村の議決を経て、直ちにその内容を告示しなければならないというふうになっている。なお、いったん決定された事項は、合併後に変更することはできないこととなっている。

7ページ、議員定数や任期を定める場合には、合併特例法を適用せず原則による場合と定数特例あるいは在任特例を適用する場合の3つの選択肢がある。

特例を適用しない場合と定数特例を適用する場合については、3町村の廃止にともなって、3町村の議会議員は、失職することになるので、合併後50日以内に設置選挙を行う必要がある。議員定数については、地方自治法第91条で定められているが、合併後の新しい町は、人口2万人以上の町なので、法上の上限数は、26人となる。この26人の範囲内で、合併特例法を適用せず設置選挙を行う場合は、議会議員を何人とするのかについて、あらかじめ、法定協議会で協議を行い、3町村の議会の議決を経て、告示しなければならない。

また、定数特例を適用する場合の議員定数については、上限定数の2倍を越えない範囲、つまり、3町村が合併した場合は、52人以内で定めなければならない。

一方、在任特例を適用する場合の議員定数については、3町村の議会議員41名がそのまま2年間以内で残ることになる。なお、地方自治法の改正施行により、平成15年1月から定数特例や在任特例を使う場合においても、特例適用後の議員定数について、あらかじめ定めておくことが必要となっている。

8ページ、資料中段の選挙区については、公職選挙法第15条第6項において、「市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる」と定められている。この特に必要があるときとは、町村合併のために地域が広がるなど特に必要があるときも含まれると解されており、特例を適用する場合、しない場合にかかわらず、選挙区を設けることが可能となっている。この選挙区については条例で定め、条例が改正されない限りは、この選挙区を持って選挙を行うということになっている。

この各選挙区における議員定数については、原則としては、公職選挙法第15条第8項に定められているように、人口に比例して定めることとされているが、公職選挙法施行令第9条の特例として、合併があった場合は、人口に比例しないで定めることができるとされている。この公職選挙法施行令第9条による人口に比例しない

で各選挙区の定数を定めることができるのは、合併後、50日以内に行う設置選挙に限られ、設置選挙後の2回目の一般選挙や在任特例を適用した後の一般選挙においては、人口に比例しないで定めることが適当でないと解されているので、設置選挙以外の一般選挙においては、選挙区を設けたとしても、公職選挙法第15条第8項の原則によって人口に比例した定数を定めなければならないといったものである。

10ページ、議員報酬の経費や議場の改修経費について試算をさせていただいたものである。まず、議員報酬の算定については、この資料は、特例を使うのか、使わないのかを検討する際に、経費の面から、どれくらい違いがあるのかを見ていただくために作成したものである。合併後、8月、1年2月、1年8月、2年、4年の5つのパターンについて、合併しなかった場合と法定上限数の26人で設置選挙をした場合、52人の定数特例をとった場合、在任特例により41人の議員が在任した場合の4つのケースを想定して経費を試算している。

経費の比較の欄では、各想定間の経費を比較している。在任特例をとった場合は、議員報酬を最も高い伊野町の例で試算をしている。また、住民の皆様から多くのご質問がありました設置選挙と在任特例との経費の比較では、在任期間を1年8ヶ月とした場合は、在任特例の方が設置選挙より、9,800万円ほど経費が高くなるという試算をしている。

次に在任特例を適用した場合の議場の改修経費について、この資料は、住民の皆様からの、在任特例を適用した場合、41人の議員が議場に入るようするためには多額の改修経費を要するのではないかとのご意見を受けて試算したものである。3町村の議場いずれにおいても、そのままでは、41人の議員が一堂に会することができないので、改修等を行う必要がある。ここでの試算は、現在の伊野町の議場を使用することとして、机や椅子を小型のものにしたり、議員控え室を2室増設することの想定で経費を算出している。

11ページ、この資料は、議員定数を何人とするのかを検討する際に、経費の面からどれくらい違いがあるかを見ていただくために作成したものである。1人当たりの月額費用については、伊野町における平成14年度の決算数値をもとに、議員1人あたりに要する月額費用を算出しており、議員数は、定数特例の上限の52人、在任特例の41人、法定上限数の26人、あと24人、22人、20人の6つのパターンで試算している。

12ページ、この資料は、議会議員の特例の概要に関するものである。まず、定数特例については、定数特例を適用し、選挙区を設ける場合における、町村単位での選挙区の議員定数をお示ししている。人口に比例して定数を算出する場合には、端数が生じたときは、まず、1未満のものを先に切り上げ、次に1以上で端数の大きいものから定数を満たすまで切り上げるといった方法により、算出することになる。

表の右にお示しする人口に比例しない場合については、設置選挙に限って認められるものだが、一つの例として各選挙区に2人の平等割を設け、残る数を人口割りで算出する形で試算している。

次に在任特例適用後の一般選挙において選挙区を設ける場合の試算を、下の表でお示ししている。

9ページ、先ほどご説明させていただいた経費や選挙区定数なども参考に議員の定数・任期についてご協議をいただくことになるが、合併特例法を適用せず設置選挙を行う場合、定数特例を適用する場合、在任特例を適用する場合の3つの選択肢において、それぞれ協議する事項に相違がある。

まず、特例を適用しない場合の協議事項としては、議会議員の定数、設置選挙における選挙区の設置の有無。これは、設置選挙後の一般選挙においても選挙区を設けることができるので、設置選挙限りとするのか、その後の選挙においても選挙区を設けるのかを協議する必要がある。次に、選挙区を設ける場合の選挙区ごとの議員定数。これは、設置選挙に限って、人口に比例しないで定めることができるものである。

次に、定数特例を適用する場合の協議事項としては、議会議員の特例定数 定数特例適用後の議会議員の定数 設置選挙における選挙区の設置の有無。これは、設置選挙後の一般選挙においても選挙区を設けることができるものである。選挙区を設ける場合の選挙区ごとの議員定数は、設置選挙に限って、人口に比例しないで定めることができるものである。

次に、在任特例を適用する場合の協議事項としては、在任の期間 在任特例適用後の議会議員の定数 在任特例適用後の一般選挙における選挙区の設置の有無。このようなことについて、ご協議をいただかなければならないのでよろしく願います。

次の、議員定数等検討小委員会の意見については、先に、黒石委員長さんから、ご報告があったので、割愛させていただき、調整方針案として、

- ・旧町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年5月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

- ・在任特例適用後の議員定数は、協議会において決定する。

- ・在任特例適用後の一般選挙における選挙区は、協議会において決定する。

- ・議会議員の報酬等については、同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。という調整方針とさせていただいているので、ご協議をよろしく願います。

議長：事務局より議会議員の定数及び任期の取扱いについて説明があったが、何かご意見、ご質問はないか問う。黒石委員長の報告も合わせてお伺いする。

長崎譲：委員長の報告について、ずっと会議をしてきて、出された意見がそれぞれ結論が出ずに継続協議という形をたどり、5月31日から11月7日まで相当の期間休会になって、11月7日に在任特例を適用することで意見の集約をみたという報告があつておるが、その間に住民の意向をどういうふうに委員会としては、分析をされたか伺いたい。

黒石委員長：5月31日の会であるが、区長会が近々あるのでその区長会の意見も聞きながら、判断したいので待つてほしいという発言があつた。それを待つて次の全体の意向に反映するということがあつたが、その後また行政懇談会、地区説明会もあるということで今までになつてしまった。区長会や行政懇談会や地区説明会が10月の終わりに終わったと思う。その結果をみて区長会や地区説明会や行政懇談会などで住民の意向なども充分聴き、参考にしたうえで次の会を開こうということであつた。それを受けて急遽11月7日に5回目の会議を開き、このような結果になつ

た。

長崎謙：区長連合会の意向や地元での説明会をやった後でその意見を聞いた結果、このような形になったということであるか。

黒石委員長：そのように受け止めている。

長崎謙：合併問題では3つの困難な問題があると思う。まず一点目は庁舎の位置の問題、二点目は町名の問題、三点目は議員定数である。どこの地域でももめている。だから慎重に審議を進めてほしい。伊野町の区長連合会でも大変意見が出た。その意見を集約した結果、要請書として伊野町議会、会長宛に提出したわけである。伊野町の場合もう一つの団体からも出ている。その結果が、ぜんぜん回答がない。回答がなくして今日委員長が報告された。住民の意向が反映されていないと思う。これは大変重要な問題であるので、慎重に審議をされた結果出されたと思うが、私は心外である。

そもそも小委員会の構成のメンバーの時から不思議に思っていた。当事者の議員が決めてはいけない。第三者もそれに加えて同数くらいにしてその中から良い結果を出したらどうかと、このように考えておった。このような結果が出たとき、やっぱり思っていたような結果が出たと町民は思うと思う。

黒石委員長：小委員会の中でも今のような意見が充分出された。協議していく中で3人の議員以外の委員の2人がある方向を提案されたという時点までは、私は見極めていた。3人の内2人は早くから意思表示されていたが、もう一名は熱心に制度等研究されて、4回目の小委員会の時に意思表示をされた。議員以外の委員の意見は重視したつもりである。

西川かず子：委員長報告があったが、私はこの小委員会に所属している。委員が委員長に質問をするということは、前代未聞ではないかと思うが、私もこれが最後の住民代表の委員さんに訴える場ではないかと思うので、皆さんよくお聞きになってください。

私は、第1回から第6回の小委員会まで一貫して、議員は設置選挙を行い、小選挙区制を設けていただき、それを導入することにより、本川村、吾北村の過疎地域の方々には充分議員を確保してあげ、伊野は定数から吾北と本川の議員さんを差し引いたその定数の中で、充分これから議員活動をしていただけるのではないかと思うと、意見してきた。

そして、その歳費その他については、本川村、吾北村には非常に過疎地域であるので、観光面、道路網とかあるいは教育面、福祉面そういう方面にこの歳費等は回すべきだという発言もした。が、この委員会の構成は現職議員が4名である。民間委員は1人ずつである。この構成については先ほどの長崎委員からも発言があったが、今更言ってもいけない。

この議員協議会の内容がすぐ先行されて委員長の報告結果となっておるわけであるが、この間長崎委員からも発言あったが、住民の声として伊野町区長連合会からもあるいはいの町まちづくりを考える会からも2回にわたり、要望書が提出をされている。そして、今日も配布されたが、この協議会だよりの内容をご覧になって下さい。ご意見箱コーナーというものは必死になって住民が生声を寄せている。そういう住民の声を誰がいつ議題にして、これを反映してくださるのか、会長に尋ねたい。

私はそういうことで、住民の声というものをくみ上げられていない、一度もテーブルにのせていただけていない、この小委員会。小委員会で土俵場にのせていただけて議論を重ねて、そして結果が出ればこれは致し方ないが、一度もテーブルにのせていただけていない。そういう意味からも議員協議会の内容というものはもう少し重視していただけて、住民の、住民による、住民のための特例であれば大賛成であるが、今の場合は議会の議員による、議員のための特例ということになれば、住民の方がご理解、納得をするかどうか大変心配をしている。本日の協議会の委員の皆様、頼る以外にもう私の意見の場はない。どうぞ良識と見識のある委員の皆様のご判断をお待ちをしている。

議長：西川委員より会長にといった質問があった。まず長崎委員からもご意見があったが、小委員会の構成メンバー、議員4名、議員以外1名の件については、この協議会の中で、皆様方に同意を得られていると認識している。つまり決める際に一部意見はあったが、3つの小委員会とも委員の選任についてはスムーズにいったと認識しているので今の時点では、それが正しいものであると確信している。

そして、合併協議会だよりに掲載している住民の声といったものは、これは協議会の中でも検討して欲しい事項だと認識している。つまり協議会の中には議員が各町村から4名ずつあがってきているが、この狙いはそれぞれの町村議会において、どういった意見が集約してこられるのか、そういった議会の責任をもっていただけなのかといった思いがあったので、議員さん4名をお願いしたところである。こういった合併協議会だよりの一つ一つのご意見について、それぞれの議会においても協議されておられると思うし、そういったことを踏まえての小委員会の報告であると思うが、どんなものであるか、こういった一つひとつの意見がテーブルに上がってこなかったという意見について、どのように認識しておられるか委員長に伺いたい。

黒石委員長：小さい地域に充分確保してあげてというご発言があった。その点について、小委員会の中でも議員定数を小さいところに充分与えてあげるという発言は何回もあった。どれぐらいかということになると、個人的な意見として色々あった。個人的な意見としながらも割合を述べたときに、それ以外の委員からその程度なら住民も納得できるかもしれないという意見もあり、この線でもっと深く協議をしていけばと思ったが、そのすぐ後で在任特例が望ましいという意見があった。さらに今の数字をもっと協議してみようとか、賛成、反対の話にはならなかった。それは、個人的な考え方の発言であった。一部まったく個人的ではない発言として、ある数字が出されたが、これも次への協議への話しにはならなかった。次のステップには全く移らない状況であった。従ってこの件については、前向きな次への発言がなかったため全部立ち消えになった。

テーブルにのらなかったという点であるが、要望書などのことにつきテーブルにのせてどうするかを協議した。小休をとって一時間も小休中に話しをすることもあった。当然正会中に色々な方から発言があって、正会中でもずいぶん協議をして、テーブルにのせてきた。その協議の内容についてはしっかり記録されているが、ずいぶん協議してきた。結果的に今のような方向がみえたということであって、テーブルにのせなかったということは決してなかった。随分この件に関して協議したし、ご意見もいただいた。委員長の方からも委員の皆様、こういう要望があっているということは重ねて確認したうえでこの結果である。

西川かず子：テーブルにのせるということは、これは15人が小委員会で議論をするということが、テーブルである。私は、委員長、副委員長が11月7日に約1時間半ぐらい3人が密室で何をどのように協議をされたか知らないが、これはテーブルとは言わない。これは訂正願う。

そして、委員長がその結果報告をした。そして、畑山副委員長からもご意見があった。もう少しこのことについては、住民の温度差があるので、声を大事に尊重するという意見があったが、全くこれは無視をされた。そういう経緯である。これはテーブルにはのっていない。

議長：午後5時04分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後5時12分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：西川委員の方からテーブルへののっていないという話があったが、そういった議題をのせて再度小委員会を開くことは可能か、黒石委員長に伺う。

黒石委員長：もともと小委員会は、当初から何回も委員会を開いて十分に検討せよということは、各委員から要望があった。従って、私も小委員会の中で皆さんの意見を聞くべく、一生懸命促してきた。

小委員会を開く予定については、仮に時間が許されるのであれば、小委員会を開催し、大いに議論してしかるべきだと思う。

議長：開催すると認識してよろしいか。

黒石委員長：時間があれば開催できる。

議長：事務局での調整はできるか。

事務局長：了解。要望書等の内容の主旨説明について、文書で読みとただけでよいのか、出された代表者の方に主旨説明においていただくのかどのように取り扱うか。

議長：文書の中で主旨説明を理解されたらよいと思う。ただ、はがきの分で個々に来ているので、そういった一つ一つのご意見も委員さんと議論していただきたい。

協議会の会長から小委員会の委員長へ諮問をしているので、再度、議論をお願いしたところ、時間があれば開催する意志があるということなので、本当にお忙しいとは思いますが、土曜、日曜でも時間は作っていただきたいと思うし、それは事務局の方で調整をしていただきたい。

西川委員、それでよろしいか。

他に、協議をしていただきたいという項目はないか問う。

西川かず子：委員長が時間があれば委員会を再開するということであるが、内容は1回～6回まで小委員会を開催したが、ずっと平行線。それをどのように委員会として責任の名においてやっていただかなければ、全体の協議会も困るであろう。今日採決するか。するなら前回の町名の時のように堂々としていただきたい。そして結果が出たら住民に説明も出来るが、これを延会をして小委員会で委員長サイドでどのようにテーブルにのせて協議をするのか。小委員会のことは大変残念である。それを切に会長と委員長にお願いをしておく。

議長：今日、協議事項が上がってきたが、議論の中味からすると住民の声が反映されていないのではないかという思いがした。そういった意味から小委員会の委員長に再度協議をお願いし、時間調整でやっていただけるということになったので、本

日、協議第8号については採決をしないというのでよろしいか。何かご意見はないか。
中平委員：この問題は、伊野町にしる、吾北村にしる、本川村にしるもう一つのテーブルで話し合いがすでにせられているような気がする。各町村の議員同士で議員協議会をして、自ずに決められているような気もするが、そういったことはあるのか、ないのか。お聞きしたい。

畑山博行：伊野町議会としては、小委員会へ出す意見は集約して決めている。ただ小委員会で出された内容を今委員長が報告されたが、先ほど出たように住民からの声について踏まえた小委員会での話し合いをしたらどうかと、こういう会長の提案であったので、先ほど休憩中には、それであれば私としてはその方がいいのではないかという意見を申した。テーブルがいくつあるといったことではない。そういう一つ一つの段階を踏んで決定されるものであるので、伊野町議会でやったものが小委員会へ来て、小委員会のまとまった内容が協議会へ来てと、こういう段階であるので、そのところは我々はそれぞれで議論されたものを一つずつ積み上げていくと、このように承知している。

議長：私は、今日決定せず、次回に継続としたいと意向を示した。それに対してのご意見はあるか問う。

委員：なしの声

議長：本案は、本日決定せずに継続協議とし次回に持ち越す。その前に小委員会を開き、八ガキが来ている意見について、テーブルへあげていただけるといったところであるが、次回に持ち越すことにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、継続協議とし、第12回協議会に協議することに同意された旨宣告する。

議長：その他何かご質問はないか問う。

岡健市：伊野町には区長が全部で132人おり、その内理事が25人いる。それでこの問題について理事の方から、話をしてくれということで理事会を開いた結果で要望書は提出している。

《その他》

議長：「その他」についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：第12回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程及び協議事項について説明する。平成15年12月19日、金曜日、午後2時からと記載してあるが、協議事項が膨大となってくるため、開催時間については、事務局で調整のうえ後日連絡させていただく旨、了承願う。場所については、吾北村中央公民館2階大ホールに於いて開催予定となっている旨報告し、併せて協議事項については、調整作業の進捗状況により、若干変更がある場合もあることを了承願う。

議長：その他について質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：「その他」について終了する旨宣告する。

会長：多くのご意見をいただき、本当にありがとうございました。本当に重要な案件の

山場にさしかかっていると、私も認識している。冒頭に申し上げたとおり、この3つの町村の住民の皆さま方は、この合併について、大いに歓迎していただいていると認識しているし、先ほど長崎委員からも発言があったように、合併を否定しているのではない、合併を推進する中で大いに議論を交わしてほしいといったご意見があった。

また、黒石委員長に諮問をしている議員定数等について再度、小委員会の開催をお願いしたところ、事務局との時間調整のうえ再度、会議を開いていただけるといったご回答もいただいた。議長として、もう少しテキパキと裁けば良いわけだが、これも3つの町村の住民の皆さま方の思いを考える時、一方的な方向にもならず苦慮しながら進行していることご理解願ひ、第11回協議会の閉会を宣言する。

【5 閉 会 午後5時25分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 12月 17日

議 長 堀 田 姫

署名委員 土居 美代子

署名委員 中平 由美子